

災害時における区長への周知及び連絡方法について

災害が発生し災害対策本部から避難所開設等の情報が出された場合、関係区長に対し電話連絡をしているが、電話による連絡方法は効率的ではないため、市防災アプリ、市LINE、市緊急メール、市ホームページ、市デジタル回覧板いずれかによる情報収集を各区長で行っていただくこととしたい。特に連絡の必要がある場合については、くらし人権課から電話で区長へ連絡することを原則とする。

1. 災害時の情報収集ツール

情報の早さ	ツール名	特記事項	QRコード
1	防災行政無線	聞き逃しがあるため「2」へ	
2	市防災アプリ 市LINE 市緊急メール	防災無線の内容をすぐに発信。3つとも同時で同内容。使いやすいものを選択。	
3	市ホームページ	情報整理した情報をアップするため防災無線とタイムラグあり。	
4	市デジタル回覧板	くらし人権課で防災アプリ音声をアップするためタイムラグあり。	
必要がある場合	電話	関係区長へ、くらし人権課から電話します。	

2. 経緯とこれまでの問題点

令和 8 年 9 月 8 日に大雨被害が発生し、避難所開設について関係区長 34 名へ電話による周知及び連絡を行った。34 名全員に連絡できたが問題点も見えたため、上記の運用へと変更するもの。

（１）９月８日の経緯

- ①17：34 災害対策本部から避難所開設について関係区長へ電話連絡の指示あり。
「区内で避難所が開設されましたので、承知いただくとともに、区内住民から問合せがありましたら、避難所情報について提供をお願いします。」
対象地域は、養正・昭和・精華・根本・市之倉・脇之島・笠原の 7 校区で関係する区長は全 34 名。在席していたくらし人権課職員 4 名で手分けして電話。
- ②18：46 すべての関係区長及び区長会長への電話連絡完了（所要時間 1 時間 12 分）。
- ③19：08 小名田公会堂の自主避難の現状について第 21 区長へ電話して個別確認。

（２）電話連絡の問題点

- ①深夜や早朝であった場合、かける側も受ける側も電話は困難。
- ②すでに市防災アプリ等で情報把握済みの区長さんもみえた。
- ③その時の内容によるが、電話に限らない方法についての検討が必要ではないか。

災害時の情報収集ツールについて、町内会長宛ての文書もご用意しましたので、周知及び活用をどうぞよろしくお願いいたします。

＜担当＞多治見市区長会事務局（市役所くらし人権課内） 担当：田中 電話：0572-22-1134 メール：kurashi-jinken@city.tajimi.lg.jp
--